

国保
&
年金

こんなときにはこんな手続きを!!

一届出は14日以内に一

転入・転出や就職など生活がかわると、国民健康保険や国民年金では以下の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

《国民健康保険》

こんなとき	どうする	届出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき (前住所地で国保だった場合)	国民健康保険に加入する	他の市区町村の転出証明書・印鑑
社会保険等勤務先の健康保険を抜けたとき		社会保険等を抜けた日にちのわかる書類(退職証明書、社会保険資格喪失証明書、離職票など)印鑑
社会保険等の扶養からはずれたとき		被扶養者を抜けた日にちのわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)印鑑
他の市区町村に転出するとき (下野市で国保だった場合)	国民健康保険を抜ける	今まで使用した国民健康保険証、特定健康診査受診券(受診していない場合のみ)印鑑
社会保険等勤務先の健康保険に加入したとき		今まで使用した国民健康保険証、新しく加入した職場の健康保険証、特定健康診査受診券(受診していない場合のみ)印鑑
社会保険等の被扶養者になったとき		
下野市内で住所がかわったとき 世帯を分けたり、一緒になつたりしたとき	新しい保険証を受取る	今まで使用した国民健康保険証、印鑑
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなつたとき	再発行の手続きをする	本人であることを証明するもの(運転免許証など)印鑑
就学のため、子どもが他市町村へ転出するとき	転出後も下野市の保険証を使用する手続きをする	今まで使用した国民健康保険証、在学証明書、印鑑

《国民年金》

こんなとき	どうする	届出先・届出に必要なもの
60歳前に会社などを退職したとき	国民年金(第1号被保険者)加入の手続きをする	市役所各庁舎市民課窓口 厚生年金等を抜けた日にちのわかる書類(退職証明書、社会保険資格喪失証明書、離職票など)年金手帳、印鑑
厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき		市役所各庁舎市民課窓口 扶養を抜けた日にちのわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)年金手帳、印鑑
結婚や退職などにより厚生年金に加入している配偶者の扶養となったとき	国民年金(第3号被保険者)加入の手続きをする	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者:市役所各庁舎市民課窓口、社会保険事務所 第3号被保険者:配偶者の勤務先
保険料口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	金融機関、社会保険事務所

加入の届出が遅れると・・・

国民健康保険・国民年金に加入しなければならないのに、届出が遅れると、保険料(税)をさかのぼって納めることになります。例えば、4月に国民健康保険・国民年金に加入する資格ができたにもかかわらず10月に届け出た場合、4月までさかのぼって保険料(税)を納めることになります。

脱退の届出が遅れると・・・

国民健康保険の資格がなくなったのに、抜ける届出が遅れると、ついうっかり国保の保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。

問い合わせ先

保険年金課 国保グループ / 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558